



# TNY India Newsletter

2026/7/15  
No.33

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 電子廃棄物管理規則
- 3 2026年6月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（6月1日～6月30日）
- 4 編集後記

## はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では電子廃棄物管理規則についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、[tomohiro@tny-legal.com](mailto:tomohiro@tny-legal.com) までご連絡頂けますと幸いです。

## 電子廃棄物管理規則 (E-Waste (Management) Rules, 2022)

### 1 概要

2023年4月1日より、電子廃棄物管理規則 (E-Waste (Management) Rules, 2022、以下「本規則」という) が施行されています。

本規則は、環境保護法 (Environment (Protection) Act, 1986) 6条、8条および25条ならびに1986年環境保護規則5条(3)に基づき制定されました。2016年に制定された旧E-waste管理規則 (E-Waste (Management) Rules, 2016) を廃止・代替するもので、電気・電子機器から生じる廃棄物を、環境上適正な方法で管理させることを目的としています。

### 2 適用対象

本規則は、附則 I (Schedule I) に列挙された電気・電子機器 (パソコン、携帯電話、テレビ、冷蔵庫、太陽光パネル等を含む) の製造、販売、譲渡、購入、修理再生 (refurbishing)、解体及びリサイクル・処理を行う製造業者・生産者 (producer)、修理再生業者 (refurbisher)、解体業者 (dismantler) 及びリサイクル業者 (recycler) に適用されます (本規則2条)。

なお、以下の物品は本規則の適用対象外とされています (本規則2条(a)～(d))。

- ・2022年電池廃棄物管理規則の対象となる廃電池
- ・2016年プラスチック廃棄物管理規則の対象となる包装用プラスチック
- ・2006年中小企業開発法という小規模企業 (マイクロ企業)
- ・1962年原子力法の対象となる放射性廃棄物

### 3 電子機器廃棄物の定義

電子機器廃棄物 (E-Waste) とは、電気・電子機器 (太陽光発電モジュール若しくはパネル又はセルを含む) であって、その全部又は一部が廃棄物として廃棄されたもの、並びに製造、修理再生及び修理の工程から生じる不良品 (rejects) をいうと定義されています (本規則第3条(1))。

### 4 登録義務

製造業者・生産者、修理再生業者及びリサイクル業者は、いずれもオンラインポータルへの登録が義務付けられており (本規則4条(1))、無登録での事業実施は禁止されています (同条(3))。また、登録事業者は、無登録の事業者と取引することも禁止されています (同条(4))。虚偽情報の提供等があった場合、中

中央汚染防止委員会（Central Pollution Control Board、以下「CPCB」という）は最長3年間の登録取消しを行うことができます。加えて、環境賦課金（本規則22条）の対象にもなり得ます（本規則4条(5)）。

## 5 拡大生産者責任（EPR）制度

### (1) 拡大生産者責任（EPR）とは

本規則の中心をなす制度が、拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility、以下「EPR」という）です。これは、電気・電子機器の製造・販売を行う生産者（producer）自身に対し、自社が市場に投入した機器が将来的に電子機器廃棄物となった際の回収・リサイクルまでの責任を負わせる制度です（本規則第3条(1)(m)）。

生産者とは、自社ブランドで附則Ⅰ記載の機器を製造・販売する者のほか、他社製造の機器を自社ブランドで販売する者、輸入機器を販売する者及び中古機器を輸入する者を含みます（本規則第3条(1)(t)）。

### (2) 生産者の具体的義務

生産者は、本規則6条により、以下の義務を負います。

- ①ポータルへの登録（同条(1)）
- ②附則Ⅲ及び附則Ⅳに定めるEPR目標の達成（同条(2)）
- ③広報活動を通じた意識啓発（同条(3)）
- ④四半期及び年次報告の提出（同条(4)）

EPR目標（附則Ⅲ）は、各年度において、自社が過去に市場投入した機器のうち、どれだけの量をリサイクルさせなければならないかを定めるものです（附則Ⅲ）。具体的には、製品ごとの平均使用年数（X）を考慮し、当該年度（Y）において「Y-X年に市場投入された電気・電子機器（EEE）の数量」に対して、2023-24年度及び2024-25年度は60%、2025-26年度及び2026-27年度は70%、2027-28年度以降は80%となっています。段階的に引き上げられる点に留意が必要です（附則Ⅲ）。

### (3) EPR証明書の購入

生産者は、自ら電子機器廃棄物を回収・リサイクルする代わりに、登録リサイクル業者が発行するEPR証明書をオンラインで購入することにより、目標達成義務を履行することができます（本規則第13条(3)、14条）。

EPR証明書は、リサイクル業者が実際に処理した機器の数量に応じてCPCBが発行するもので（本規則14条(1)）、生産者はこれを購入・充当することで自社のEPR義務を消却できる仕組みです。証明書の有効期間は発行年度末から2年間です（同条(1)(iii)）。

なお、生産者が購入できる証明書の数量には上限があり、当年度の義務量に加え、前年度以前の未履行分及び当年度義務量の5%までとされています（本規則第15条(1)）。

## 6 一括消費者（Bulk Consumer）の義務

一会計年度中のいずれかの時点で、附則Ⅰの機器を1,000台以上使用する電子小売業者を含む事業者は「一括消費者（bulk consumer）」に該当し（本規則3条(1)(b)）、発生した電子機器廃棄物を登録済みの生産者、修理再生業者又はリサイクル業者にのみ引き渡す義務を負います（本規則8条）。

多数のPC・複合機・サーバー等を使用する日系企業のオフィス・工場も、この一括消費者に該当する可能性がある点にご留意ください。

## 7 有害物質の使用制限（RoHS規制）

本規則16条は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル（PBB）及びポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）について、均質材料中の最大濃度（鉛・水銀・六価クロム・PBB・PBDEは0.1重量%、カドミウムは0.01重量%）を超えて含有する新規の電気・電子機器の製造・輸入・市場投入を原則として禁止しています（本規則16条(1)、(6)）。附則Ⅱに列挙された一部用途については適用除外が認められています（同条(3)）。

生産者は、自己適合宣言（self-declaration）により適合状況を報告する義務を負い（同条(8)）、CPCBによる抜き取り検査（同条(11)）の対象となります。不適合が判明した場合、生産者は市場からの製品の撤回・リコールその他必要な是正措置を行う義務を負います（同条(12)）。

## 8 保管期間及び事故報告

生産者、修理再生業者、運搬業者、解体業者またはリサイクル業者は、電子機器廃棄物を原則として180日を超えて保管することができません。ただし、CPCBの承認がある場合は最大365日まで延長可能です（本規則11条）。また、処理施設内又は輸送中に事故が発生した場合、製造業者、生産者、修理再生業者、運搬業者又はリサイクル業者は直ちに管轄の州汚染防止委員会に電話及び電子メールで報告する義務を負います（本規則20条）。

## 9 違反時の制裁措置

本規則に違反した場合、以下の制裁措置が予定されています。

- ・登録の取消し：虚偽の情報提供等があった場合、CPCBは最長3年間、当該事業者の登録を取り消すことができます（本規則4条(5)）。
- ・環境賦課金（Environmental Compensation）：本規則違反及びEPR義務の不履行、又は虚偽のEPR証明書の取引又は使用があった場合に課されます（本規則22条(1)、(2)）。無登録の事業者に対しても課される可能性があります（同条(3)）。なお、EPR義務の不足分を1年以内に解消した場合は補償金の85%、2年以内であれば60%、3年以内であれば30%が返還される仕組みが設けられています（同条(4)）。
- ・刑事訴追：EPR証明書取得のための虚偽情報の提供、偽造証明書の使用等については、環境保護法15条に基づく訴追の対象となります（本規則23条）。この訴追は、環境賦課金の賦課に加えて行われるものであり、併科され得る点に留意が必要です（同条）。

## 2026年6月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（6月1日～6月30日）

| Issue Date | Title   | Issuing Ministry                       |
|------------|---|--|
| June 01    | Companies (Registered Valuers and Valuation) Amendment Rules, 2017  | Ministry of Corporate Affairs          |
| June 03    | Master Circular for Alternative Investment Funds (AIFs)   | Securities and Exchange Board of India |
| June 16    | Guidelines for winding up of AIFs with respect to retention of proceeds and 'Inoperative Fund' status   | Securities and Exchange Board of India |
| June 24    | Ease of Doing Business –Relaxation in certification requirement for Persons Associated with Investment Advice (PAIA)– Sales and other non -core service | Securities and Exchange Board of India |
| June 24    | Reserve Bank of India (Commercial Banks - Responsible Business Conduct) Third Amendment Directions, 2026  | Reserve Bank of India                  |
| June 24    | 'Guidance on Regulatory Principles for Model Risk Management'   | Reserve Bank of India                  |

|         |  |                       |
|---------|--|-----------------------|
| June 26 | Master Direction - Reserve Bank of India (Secondary Market Transactions in Government Securities) Directions, 2026 – Draft | Reserve Bank of India |
|---------|--|-----------------------|

## ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

## 編集後記

デリーの地下には地下鉄網が張り巡らされています。

実は、このデリー・メトロは、日本が多額の円借款を供与し、数多くの日本企業が建設に協力した、日本とインドの協力を象徴するプロジェクトの一つです。

2026年1月17日には、茂木外務大臣がインド訪問時に視察し、日本とインドの協力関係を改めて確認しました。

デリー・メトロを利用する機会があれば、駅の設備や案内表示、車内の雰囲気など、日本の地下鉄との共通点を探してみるのはいかがでしょうか。

本稿は、2026年7月15日現在の情報に基づきます。

### **TNY Services (India) Private Limited**

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,  
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,  
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>